

【使用者証用】

受付印

※ 処 理 事 項	審査	交付		証の番号
	年	月	日	まで有効

年 月 日	免税軽油使用者証交付申請書					
滋賀県東北部県税事務所長						
事務所又は事業所 所 在 地 (住 所)	<input checked="" type="checkbox"/> 交付済 <input type="checkbox"/> 使用者証 と同じ					
業 種 名	農 業					
フ リ ガ ナ						
氏 名 又 は 名 称						
この申請に応答する 係及び氏名並びに 電 話 番 号	[携帯電話] <input type="text"/> <input type="text"/> ※ご連絡する可能性がありますので、平日昼間につながる番号をご記入ください。					
機械・ 車輛又は 設備の 明細	所 在 地	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上	
	名 称 (番 号)	No.	No.	No.	No.	
	所 有 者 の 氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上	<input type="checkbox"/> 同上	
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 燃 方 式	<input type="checkbox"/> 直接噴射式 <input type="checkbox"/> 予燃焼式				
	台 数	台	台	台	台	台
	用 途	<input type="checkbox"/> 耕運 整地 <input type="checkbox"/> 刈取 脱穀 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 耕運 整地 <input type="checkbox"/> 刈取 脱穀 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 耕運 整地 <input type="checkbox"/> 刈取 脱穀 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 耕運 整地 <input type="checkbox"/> 刈取 脱穀 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 耕運 整地 <input type="checkbox"/> 刈取 脱穀 <input type="checkbox"/> ()
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計						

誓 約 書

私（私共）は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

滋賀県東北部県税事務所長

氏名又は名称

第
六
号
の
六
十六
様
式

（
第
八
条
の
二
十
八
関
係
）

※ 免税証交付状況等

記載要領

1. この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする滋賀県東北部県税事務所長に一通提出すること。
 2. 「※処理事項」及び「※免税証交付状況等」（裏面）欄は、申請者において記載することを要しないこと。
 3. この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
 4. 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
 5. 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
 6. 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

(参考) 地方税法施行令第43条の15第15項

第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより地方税法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。

第3号 免税軽油使用者が国税もしくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）もしくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日またはその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であること。

第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに1から3までのいずれかに該当する者があるとき。

(注意) * 誓約に反する事実が判明した場合には、虚偽申請（免税証の不正受給）となる可能性がありますのでご注意ください。（10年以下の懲役または1000万円以下の罰金）

* 免税軽油使用者証、免税証交付後に誓約に反する事実が生じた場合には、免税軽油使用者証、免税証の返納を命じられることがあります。